



令和2年11月26日

土壤汚染対策法に基づく届出の状況について

概要

3,000 m²以上の土地を形質変更する場合、土壤汚染対策法第4条第1項に基づき広島県知事に対し、工事着手前までに届出をしなければならないところ、平成27年度以降において、道路改良工事1件、圃場整備事業1件、土地区画整理事業1件、災害復旧事業5件、教育施設整備3件（学校2，こども園1）計11件が無届であった。

無届の要因

職員の法に対する認識不足によるもの。

無届事案の対応

道路改良工事1件、圃場整備事業1件、災害復旧事業5件については、届出を完了した。

教育施設整備事業3件については近日中に届出予定。

土地区画整理事業については、現在、広島県担当課と届出に必要な資料について協議中であり、協議が整い次第届出する予定。

再発防止対策

広島県の関係部局と連携を密にし、土壤汚染対策法の趣旨や届出制度等について全庁的な周知を図るとともに、建設部内においては職員研修などにより再発防止対策を徹底する。

問い合わせ

建設部 建設課	担当：松岡	T E L 0846-22-7746	F A X 0846-22-8579
建設部 都市整備課	担当：西吉	T E L 0846-22-7749	F A X 0846-22-8579